

誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ヶ谷

鎌ヶ谷市 パートナーシップ・ファミリーシップ 届出制度

2025年4月1日スタート

6色の虹色の旗「レインボーフラッグ」は、LGBTをはじめとする様々なセクシュアリティの尊厳と連帯、社会運動のシンボルです。性のあり方は多様で、グラデーションとなっているため、美しい虹で表現されています。

制度の概要

同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束したお二人（同性カップル、事実婚等）が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度です。また、双方又は一方に三親等以内の親族がいる場合、家族として生活する関係にあることを併せて届け出ることができます。

この制度は、婚姻制度による法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう市が応援するものです。

届出対象者

パートナーシップの届出

- 双方がパートナーシップの関係にあること。
- 双方が成年に達していること（満18歳以上の方）。
- 双方又は一方が鎌ヶ谷市民であること（鎌ヶ谷市へ転入予定の方を含む）。
- 双方とも配偶者がいないこと。
- 双方とも他の方とパートナーシップの関係がないこと。
- 届出しようとする方同士が、近親者でないこと（ただし、パートナーシップの関係にある双方が養子縁組をしている場合は届出することが可能です）。

POINT

届出される方の性別は問いません。
同性カップルでも、異性カップルでも届出ができます。

ファミリーシップの届出

- パートナーシップ関係にあるお二人（上の要件を満たす方）の双方又は一方に、ファミリーシップ関係にある三親等以内の親族がいること。



市民・事業者のみなさまへ

本制度の対象となる方々は、互いの関係性への理解が得られないことで、生活する上での制約や差別を受けるなど生きづらさを感じている場合があります。市では、性自認や性的指向にかかわらず誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できる地域づくりを更に推進するため、事業者や関係団体と連携しながら、多様な生き方を選択できる環境をつくりたいと考えています。制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。



知っていただきたい基礎的な知識、日常の業務における心構えをまとめた「性の多様性を尊重するためのガイドライン」もぜひ参考にしてください。

お問合せはこちら

鎌ヶ谷市 市民活動推進課 男女共同参画室

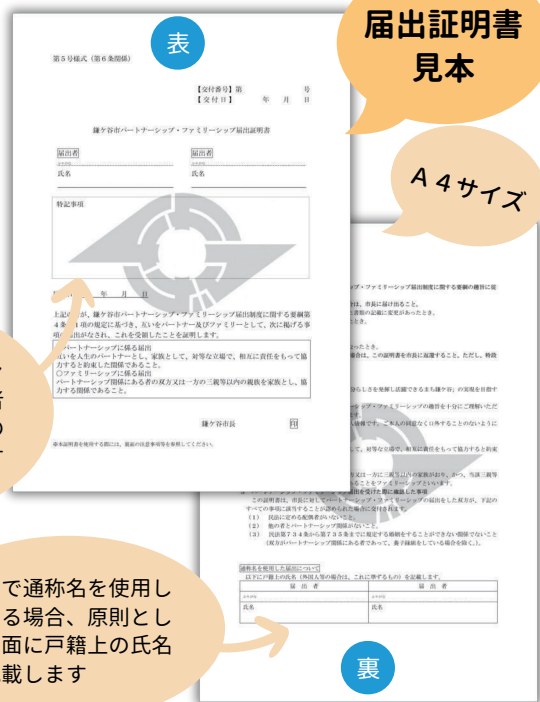
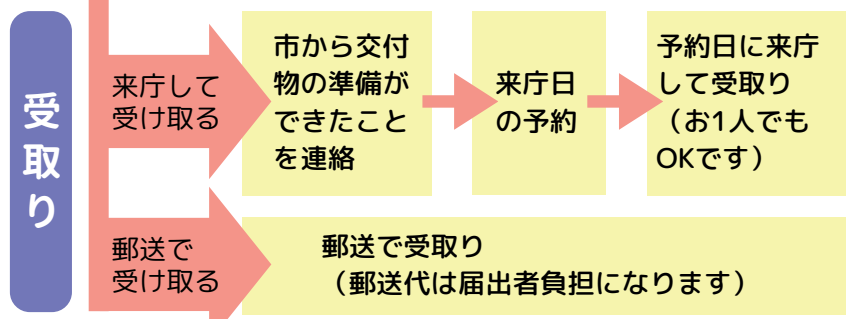
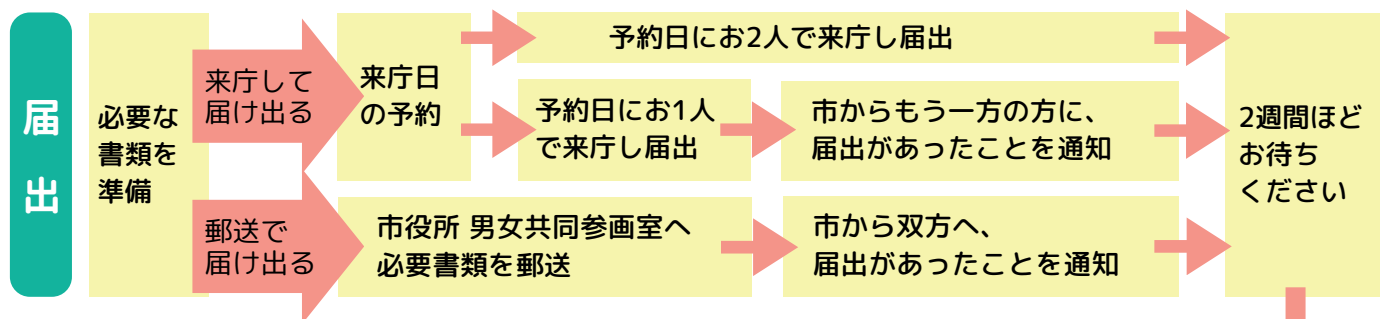
〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL : 047-445-1277 (直通) E-Mail : danjyo@city.kamagaya.chiba.jp

裏面も
ご覧ください

届出から届出証明書・証明カード交付までの流れ

市で届出を受理した後、提出書類の内容に不備がないか確認のうえ、届出者双方へ「届出証明書」と「証明カード」を交付します。
届出に必要な書類等、手続きの詳細は右の二次元コードから市ホームページをご覧ください。
(市ホームページから来庁日の予約も可能です。)



証明カード 見本

一般的なカードサイズ

特記事項欄にはファミリーシップ対象者の氏名と続柄などの情報が記載されます

表面で通称名を使用している場合、原則として裏面に戸籍上の氏名を記載します

届出証明書・証明カードの提示で可能となる行政サービス

新たに可能となるサービスや、委任状の提出が不要となったり、届出証明書等を提示することでスムーズな窓口対応が可能となる手続きがあります。
詳しくは、このチラシ右上の二次元コードから市ホームページをご覧ください。

企業・各種団体で期待される効果 ※個別の企業・団体における以下の対応を市が確約するものではありません。

- ・ 病院での付き添い・面会、手術の同意、看取り等への理解
- ・ 生命保険の受取人への指定
- ・ 住居の賃貸契約における同居等の理解
- ・ 住宅ローンの共同申込み
- ・ クレジットカードの家族カードの作成
- ・ 携帯電話等の家族割の適用
- ・ 家族を対象とした福利厚生の利用 など

